

第24回 産業ときめきフェア in EDOGAWA 出展規約

フェア概要

- 1 開催日 令和4年11月18日(金) 10:00~17:00
19日(土) 10:00~16:00
- 2 会場 タワーホール船堀(東京都江戸川区船堀4-1-1)都営新宿線「船堀駅」前

お申し込みについて

- 1 参加対象 (1)製造業を営む中小企業
(2)フェアの実施にあたり、魅力的・効果的な展示・演出を行える企業・団体
※食品関係製造業の出展及び企業同士の共同出展をご希望の場合は、出展方法等について事前の協議が必要になります。
- 2 募集数 80社・団体
※当フェアの趣旨を考慮の上、江戸川区内の企業・団体を優先させていただきます。
- 3 出展料 【江戸川区内企業】15,000円 【江戸川区外企業】20,000円
※江戸川区内企業とは、江戸川区内に本社または事業所を置く企業とします。
※複数ブースをお申し込みの場合、ご希望に添えない場合があります。
- 4 申込方法 区ホームページまたはお電話にて申込み後、事務局よりお送りする出展申込書をご提出ください。
※出展内容が趣旨に合わない場合は、受付をお断りすることがあります。
- 5 申込締切 令和4年7月29日(金)
- 6 出展料のお支払 出展申込書の内容を確認後、8月上旬に請求書をお送りいたします。振込手数料については、各自ご負担を願います。
出展料払込締切日：令和4年8月31日(水)
- 7 出展の決定 申込書及び出展料の入金確認後、出展の決定となります。
- 8 出展辞退 出展申込の辞退・解約は原則認められません。やむなく希望される場合は、書面にて事務局へその理由を提出してください。なお申込者の事由により、出展をキャンセルされた場合、下記のとおりキャンセル料金が発生します。
(1)令和4年10月17日(月)まで：出展料の50%
(2)令和4年10月18日(火)以降：出展料全額

展示について

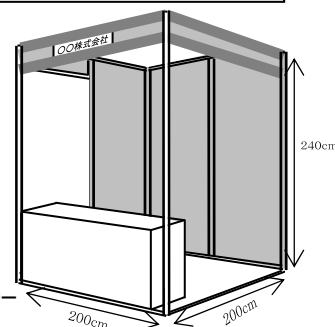
- 1 出展ブース ブースサイズ 約W200cm×D200cm×H240cm

〈付属設備〉・受付用テーブル
・イス2
・企業名看板

〈オプション〉※要予約

- ・コンセント(2個口)
- ・LEDスポットライト(アーム式)
- ・インターネット回線

無料
¥3,500-
¥2,000-



- 2 ブース位置の決定 出展物の種類、形状、会場の構成等を考慮して、主催者が決定します。
- 3 体験・実演 参加者の定員削減や一定の間隔(1m以上)を設ける等の感染症対策が十分に図られているものに限る。(感染症対策が十分に行われていないと主催者側で判断した場合には、実施の変更や中止をお願いする場合があります。)

- 4 販 売 **原則、物品の販売はできません。**ただし、自社の技術力をPRするために、自社製品・自社加工品を原価・材料費程度で提供していただくことは可としますが、**試食・試飲はご遠慮願います。**（販売をご検討の方は、出展申込書にご記入の上、事前にご相談ください。）
- 5 著作権等 特許・肖像権等に関し制限のあるものは、各自で各関係法令等を確認のうえ展示してください。
- 6 制限事項 フェア開催中は、下記の内容をお守りください。
 (1) 当フェアの趣旨に合致し、出展申込書の明示した内容以外の展示・配布行為は出来ません。
 (2) 出展者は、自社ブース以外での展示・実演・宣伝を行うことは出来ません。
 (3) 展示内容が当フェアの趣旨に合わない場合は、主催者から展示方法の変更をお願いする場合があります。
 例) 物品販売のみで、自社技術力のPR等が見受けられない展示を行っていた場合
 (4) 主催者は、出展に係る音、臭い、操作、その他の理由から問題があると判断される展示物や行為、並びにフェアの目的にそぐわない展示物の展示及び行為を制限、禁止または撤去する権限を有します。なお、その際の撤去等は出展者の責任により行うものとします。

そ の 他

- 1 出展者説明会 **令和4年10月21日（金）**
 ※説明会の開催方法は、後日、改めてご案内いたします。
- 2 準備・搬入日 令和4年11月17日（木）※詳細な時間については後日通知します。
- 3 搬出・撤去日 令和4年11月19日（土）閉幕後
- 4 交流会 フェア1日目終了後に開催している出展者の交流会は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、中止となる場合がございます。
- 5 出展の取消 主催者は、出展申込者が次のいずれかに該当するとき、事前の催告なく出展を取り消すことができます。なお、出展取消しにより生ずる損害などに対し、主催者は一切の責任を負いません。
 (1) 出展料・オプション料金の全部または一部を支払わない場合
 (2) 各種出展関係書類の記載内容に虚偽が発覚したとき
 (3) 出展者及び出展内容が関連法令に抵触するおそれがあるもの、公序良俗に反するもの、暴力団、暴力団関係団体もしくはその関係者であると判明した場合のほか、展示会の趣旨にそぐわないと主催者が判断したとき
- 6 主催者の管理と免責 (1) 主催者は、管理者として会場全般の管理にあたり事故防止につとめます。
 (2) 展示物・展示内容が原因で起こった事故等の不利益及び、出展者の試供品の配布、物品販売等に係るトラブルについては、主催者は一切関知いたしません。
 (3) 出展者の各出展物等の管理は、出展者が責任を持って行ってください。主催者は展示品の損害、盗難などに関して一切の責任を負いません。
 (4) 主催者は、天災その他やむを得ない事情及び主催者に起因しない事由により生じた出展者及びその関係者の損失又は損害(盗難、紛失、火災、損傷)について、一切の責任を負いません。
 (5) 主催者は、会場における保全・防火・防犯その他管理運営上必要がある場合、出展小間内立ち入り、点検し、適宜の措置をとることができます。
 (6) 主催者は、出展者からの出展申込書等の記載内容を基に、ホームページやガイドブック等の作成するものとし、発生した誤字、脱字等に関する責任は負いません。

- 7 個人情報の取り扱い
- (1) 個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法および江戸川区プライバシー・ポリシーに従い、運営を行います。
 - (2) 出展申込書、アンケート等に記載した情報は適切に保管します。なお、収集した情報は展示会の運営や区の事業等で活用する場合がございます。
 - (3) 各出展者におかれましては、本フェアにて取得された情報は、個人情報保護法に従い適切な管理・処理をしてください。なお、来場者から個人情報の利用について拒否、またはデータの削除依頼があった場合、それに従ってください。
- 8 開催の中止・延期等
- (1) 天災、災害、疫病、戦争、暴動などの不可抗力的原因によって、フェアの開催が困難と主催者が判断した場合、中止・延期等の対応を行います。この決定により被る出展者の損害等については、主催者は一切の責任を負わないものとします。
 - (2) 開催以前に、不可抗力により開催中止となった場合、主催者が支払うべき経費を払った後、残金があった場合には、出展者が既に支払った出展料に応じて残金を出展者に払い戻します。
 - (3) 開催期間中に発生した不可抗力により、運営方法等に変更があった場合の出展料の一部返還、それに伴って必要となった費用等の補償はいたしません。

産業ときめきフェア実行委員会事務局
(江戸川区産業経済部産業経済課ものづくり産業係内)
〒132-8501 東京都江戸川区中央 1-4-1
電 話:03 (5662) 0525
F A X:03 (5662) 0812
E-Mail:sangyou@city.edogawa.tokyo.jp